

契 約 主 要 事 項 説 明 書

該当事項は■

件 名	小学校及び中学校機械警備業務委託(長期継続契約)
質問番号	教総務業8-7
契約担当	教育総務課
業務担当	教育総務課
契約工期	契約日から 令和13年9月30日 までとします。
契約保証金	☐ (1) 生駒市契約規則の規定により免除とします。 ☒ (2) 生駒市契約規則の規定により過去2ヶ年間に本市又は他の官公庁と同種同規模の業務の契約履行実績の提示がある場合、又はその他契約保証金免除措置に該当した場合においては、契約保証金を免除としますが、その他の業者の方は、契約金額の10%の契約保証金の納付又はそれに代わる担保の提供を求めます。 ☐ (3) 生駒市契約規則の規定により次の①・②に掲げる契約保証のうち、いずれか一つを選択することとします。 ① 契約保証金を現金で納めること。 ② 履行保証保険契約による契約保証を付すこと。
前払い金	☒ 無 ☐ 有 (年度の予算の範囲内で契約にのっとり行います。)
部分払い金	☐ 無 ☒ 有 (年度の予算の範囲内で契約にのっとり行います。)
質問回答	提出方法(提出課:業務担当課 必ず上記の質問番号を記載してください) ※直接持参や指定する方法以外による提出は認めません。 ☒ F A X 番号 0743-74-6464 ☐ 電子メール 提出日 令和8年8月20日(木) 15:00 まで 回答方法 生駒市役所3階市政情報コーナーで閲覧に供します。 ※生駒市HP(http://www.city.ikoma.lg.jp/)からも閲覧できます。 回答日 令和8年8月24日(月) 15:00 から
その他	本契約は、地方自治法234条第3項に基づく長期継続契約を行うものです。 ただし、契約締結日の属する年度以降において、本契約における予算が減額又は削除された場合には、契約を解除します。 機械警備に係る現場作業等を考慮し、契約期間は契約日からとするが、機械警備開始は令和8年10月1日からとします。